# 倫 理 規 程

特定非営利活動法人みんなのコード

# 倫理規程

#### 第1条(総則)

この規程は、特定非営利活動法人みんなのコード(以下「この法人」という。)のすべての役職員が遵守すべき倫理規準について定める。

#### 第2条(適用)

この規程は、この法人の役職員に適用する。

#### 第3条(組織の使命及び社会的責任)

この法人は、その設立目的に従い、広く一般市民を対象として、コンピューター教育及びプログラミング教育の普及を通じて、世の中の課題に対し自ら解決策を講ずることができる人で溢れた持続的かつ発展的な社会づくりに寄与することを目的とする。社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業活動に当たらなければならない。

#### 第4条(基本的態度)

この法人の役職員は、この法人の役職員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない。

#### 第5条(人権の尊重)

この法人は、人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

#### 第6条(行動の原則)

この法人は、経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

- 2. この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3. この法人の役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

#### 第7条(私的利益追求の禁止)

この法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

#### 第8条(利益相反等の防止)

この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

- 2. この法人は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせなければならない。
- 3. この法人の役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事することとなる場合には、事前にコーポレート部門長に書面で申告するものとする。
- 4. この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

#### 第9条(特別の利益を与える行為の禁止)

この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

#### 第10条(守秘義務)

この法人の役職員は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報その他会社に関する情報を機密として保護しなければならない。

### 第11条(会社資産の保護と適切な利用)

この法人の資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、役職員は、会社の資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

#### 第12条(記録保持)

この法人の役職員は、社内規程に基づき、業務及び財務に関する書類等を正しく作成 し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠 匿又は破棄は厳に行ってはならない。

#### 第13条(情報開示及び説明責任)

この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

### 第14条(職場環境)

この法人は、平等な雇用機会を確保し、役職員に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

#### 第15条(事情説明)

この法人の役職員がこの規程に違反する行為を行った時は、または違反する行為を行っているという疑惑が発生した時は、管掌者は役職員に対し、事情説明を求めることがある。

- 2. 管掌者から事情説明を求められた役職員は、管掌者に対し事実を説明しなければならない。
- 3. 調査の結果は、理事会に報告する。

#### 第16条(懲戒)

本規程に違反した役職員は、管掌者からの報告を基に理事会で懲戒処分に付すると裁定された場合には、就業規則の規定により処分する。

## 第17条(権限の代理)

病気・出張・休暇等により、当該職位にある者が、長期にわたりその権限を行使できない場合は、原則として、直属の上位職位にある者かそれ以上の上位職位者が権限行使を行う。ただし、上位職者が代理行使を行う者を別途命じた場合はこの限りではない。

#### 附 則

本規程は、2022年11月1日から施行する。 本規程は、2025年7月15日から改定・施行する。